

保育所開設に伴う利用定員の意見聴取について

下記のとおり、現在、特定地域型保育事業（小規模保育事業）を行っている事業者から、開設希望の申し出がなされましたので、子ども・子育て支援法第 31 条第 2 項の規定に基づき、中間市子ども・子育て会議の意見聴取を行うものです。

○保育所開設の内容

事業者名称	NP0 法人 暁煌会
代表者	理事長 上村 初美
施設種別	保育所
施設名称（仮）	かっぱっぱ保育園
所在地	中間市蓮花寺 3 丁目 1 番 3 号（位置図参照）
利用定員（予定）	30 人 【内訳】 2 歳以上児：15 人（2 号認定） 2 歳未満児：15 人（3 号認定）
開設年月（予定）	令和 6 年 5 月 ※今後、県が開催する審議会の状況による

保育所開設位置図



教育・保育施設の量の見込みと確保方策（令和6年度）
※中間市子ども・子育て支援事業計画より抜粋

		6年度				
		1号	2号		3号	
			幼児期の学校 教育の利用希 望が強い	左記以外	0歳児	1,2歳児
量の見込み (a)		309	446		102	306
			—	446		
確 保 方 策 (b)	①特定教育・保育施設(認定こども園・幼稚園)(④を除く)	225				
	②特定教育・保育施設(認定こども園・保育所)		500		97	293
	③確認を受けない幼稚園(④を除く)	650				
	④幼稚園及び預かり保育(長時間・通年)	0				
	⑤一時預かり事業(幼稚園型Ⅱ)					0
	⑥長時間預かり保育運営費支援事業				0	0
	⑦届出保育施設※1(⑧を除く)		0		0	0
	⑧企業主導型保育施設の地域枠※2		0		0	0
	⑨特定地域型保育				6	12
		小規模保育				6
	家庭的保育				0	0
	居宅訪問型保育				0	0
	事業所内保育				0	0
過不足 (b) - (a)		566	54		1	△ 1

経済状況や企業経営を取り巻く環境が厳しい中、共働き家庭は増加し続けています。育児休業期間満了後に、特定教育・保育施設等の利用を希望する家庭も増加しておりますが、満3歳未満児における保育の確保量は、引き続き各保育所への弾力的運用や保育士確保の働きかけ等を行うことで、充足するものと考えております。

また、共働き等により、幼稚園に比べ保育所への入所希望は今後も増えていくことが考えられます。

そのため、今回の保育所開設による利用定員の設定により、満3歳以上児において、転園をすることなく、引き続き切れ目のない保育の提供が可能となります。

以上のことから、事務局としましては、要望どおり利用定員を30人で定めることについて妥当であると判断しており、このことについてご意見を伺います。

【参考】子ども・子育て支援法（抜粋）

（特定教育・保育施設の確認）

第31条 第27条第1項の確認は、内閣府令で定めるところにより、教育・保育施設の設置者の申請により、第19条第2号及び同条第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員を定めて、市町村長が行う。

2 市町村長は、前項の規定により特定教育・保育施設の利用定員を定めようとするときは、あらかじめ、第72条第1項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。

（市町村等における合議制の機関）

第72条 市町村は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務进行处理するため、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

- 一 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関し、第31条第2項に規定する事項进行处理すること。
- 二 略
- 三 略